

広島県水道広域連合企業団管理規程第62号

広島県水道広域連合企業団工業用水道条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団工業用水道条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島県水道広域連合企業団工業用水道条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程で用いる用語は、条例の例による。

(給水の申込み及び承認)

第3条 条例第5条第1項の規定により給水の申込み(給水種別の変更の申込みを含む。)をしようとする者は、別記様式第1号による工業用水道給水申込書に別記様式第2号による工業用水使用計画書及び工場内における配水計画図を添えて、企業長に提出しなければならない。

2 前項の申込みのうち、給水種別の変更は、企業長が特に必要と認めた場合を除き、給水の承認を受けた日から1年間は変更の申込みをできないものとする。

3 企業長は、条例第5条第2項の規定により給水の承認をするときは、同項に掲げるもののほか給水開始年月日及び当該給水をする場合に必要となる条件を定め、別記様式第3号による工業用水道給水承認書を当該申込者に交付する。

(基本水量の変更の申込み及び承認)

第4条 条例第6条第1項の規定により基本水量の変更しようとする使用者は、変更しようとする日の14日前までに、別記様式第4号による工業用水道基本水量変更申込書に前条第1項に掲げる添付書類を添えて、企業長に提出しなければならない。

2 企業長は、条例第6条第2項の規定により基本水量の変更の承認をするときは、変更後の最大使用水量、変更後の基本水量、変更年月日及び当該基本水量の変更に伴い必要な条件を定め、別記様式第5号による工業用水道基本水量変更承認書を当該使用者に交付する。

(特定給水の申込み及び承認)

第5条 条例第7条第2項の規定により特定給水の承認を受けようとする使用者は、1か月を超えない範囲を限度として、承認を受けた水量を超える日の14日前までに、条例第5条第2項又は第6条第2項で承認を受けた基本水量から超えようとする水量を明らかにして、別記様式第6号による工業用水道特定給水申込書を企業長に提出しなければならない。

2 企業長は、前項の申込みにより特定給水の承認をするときは、基本水量を超える使用

者の1日当たりの特定水量、最大使用水量、特定給水の期間及び当該特定給水をする場合に必要の条件を定め、別記様式第7号による工業用水道特定給水承認書を当該使用者に交付する。

(利用廃止届)

第6条 条例第8条第1項の規定により工業用水道の利用を廃止しようとする使用者は、廃止予定日の1か月前までに、別記様式第8号による工業用水道利用廃止届を提出しなければならない。

(給水施設の基準)

第7条 条例第10条に規定する企業長が定める給水施設の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設の位置及び配列は、必要量の工業用水を安全に受水することができるように定められているものであること。
- (2) 施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、漏水し、又は汚水、土砂等の混入のおそれがないものであること。
- (3) 施設は、凍結、電食、衝撃、温度変化等により破損し、又は性能が低下するおそれがないように、適切な防護措置がとられているものであること。
- (4) 受水槽は、常時定量の工業用水を受水しつつ、必要量の工業用水を使用しても、貯水能力に余裕のある大きさのものであること。
- (5) 施設は、配水管の水圧又は流量に著しい影響をおよぼすおそれのないものであること。

(工事の施行申請及び承認)

第8条 条例第11条の規定により給水施設の工事の施行の承認を受けようとする使用者は、別記様式第9号による工業用水道給水施設工事施行承認申請書に当該工事の仕様書及び設計図を添えて、企業長に提出しなければならない。

- 2 企業長は、条例第11条の規定により給水施設の工事の施行を承認するときは、当該工事を施行する場合に必要な条件を定め、別記様式第10号による工業用水道給水施設工事施行承認書を当該使用者に交付する。

(工事完了届)

第9条 条例第12条の規定による給水施設の工事の完了の届出は、別記様式第11号による工業用水道給水施設工事完了届によるものとする。

(身分証明書)

第10条 条例第14条第1項の規定により検査を行う職員は、別記様式第12号による身分証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(給水制限等の通知)

第11条 条例第16条第2項の規定による給水の制限、又は停止の通知は、別記様式第13号による工業用水道給水制限(停止)通知書によるものとする。

(水質等の基準)

第12条 条例第18条第1項の規定により企業長が定める水質等の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 水温 摂氏30度以下
- (2) 濁度 20度以下
- (3) 水素イオン濃度PH5.8から8.6まで
- (4) 工業用水の配水管末における最低水圧 0.049メガパスカル

2 使用者は、工業用水の水質等が前項の基準に適合していないと認めるときは、企業長に対し水質等の検査を請求することができる。

(実使用水量の通知)

第13条 企業長は、条例第19条の規定により実使用水量を決定したときは、別記様式第14号による工業用水道実使用水量通知書により使用者に通知する。

(料金の計算方法)

第14条 一般給水及び定量給水における1か月分の基本料金又は特定料金の額は、基本水量又は特定水量に当該月の全日数を乗じて得た水量に基本料金の料率又は特定料金の料率を乗じて算定する。

2 少量給水における1か月分の基本使用料金の額は、当該月の全日数に基本使用料金の料率を乗じて算定する。

3 前2項の規定にかかわらず、工業用水道を利用した日数（条例第8条第2項の規定により工業用水道を利用したものとみなされる日数を含む。以下「利用日数」という。）が月の全日数に満たない月又は基本水量の変更若しくは特定給水の開始若しくは終了が月の中途にあった月における当該月分の基本料金又は特定料金の額は、当該月における利用日数又は基本水量の変更の前後の利用日数若しくは特定給水の行われた利用日数に応じて、日割により算定する。

(料金の納期限)

第15条 料金の納期限は、翌月の25日（その日が金融機関の休日に当たるときは、その翌営業日）とする。ただし、使用者が月の途中で工業用水道の利用を廃止したとき、又は非常災害、異常渇水、配水施設の損傷その他やむを得ない理由があると企業長が認めるとき料金の納期限については、企業長が定める日とする。

(遅延損害金)

第16条 企業長は、広島県水道広域連合企業団契約規程（令和5年広島県水道広域連合企業団規程第9号）第11条の規定により使用者がその責めに帰すべき理由により前条に規定する納期限までに料金を納付しない場合は、当該使用者に、その納期限の翌日から納付の日までの遅延日数に応じ、当該料金につき年14.5パーセントの割合で算定した額以上の金額を遅延損害金として納付させなければならない。

(料金の減免決定)

第17条 企業長は、条例第25条の規定により料金の減免について決定したときは、別記様

式第15号による工業用水道料金減免決定書を当該使用者に交付する。

(指定管理者による管理を行わせる場合の規程の適用)

第18条 条例第26条第1項の規定により工業用水道の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第12条、第13条及び第17条中「企業長」とあるのは、「指定管理者」とする。

ただし、第17条においては、非常災害又は異常渇水の場合は適用しない。

(書類の経由)

第19条 この規程により企業長に提出する書類の提出部数は、2部とし、工業用水道を管理する事務所の長を経由しなければならない。ただし、条例第26条第1項の規定により工業用水道の管理を指定管理者に行わせる場合における企業長に提出する書類は、指定管理者を経由して提出しなければならない。

(証明事務手数料を徴収しない事務)

第20条 条例第28条第1項ただし書きに規定する企業長が証明事務手数料を徴収することを不適当と認める事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 国、地方公共団体及びこれらに属する機関（執行官を除く。）の請求により行う証明
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく使用者又は事業主として行う証明
- (3) 現に在職する職員の身分、履歴、給与及び通勤証明
- (4) 所得税の源泉徴収済である旨の証明

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、第16条に規定する遅延損害金の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。
- 3 前項の規定の適用がある場合における遅延損害金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

様式第1号（第3条関係）

工業用水道給水申込書

年 月 日

広島県水道広域連合企業団企業長 様

申込者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

次のとおり工業用水の供給を受けたいので、条例第5条第1項の規定により申し込みます。

受 水 場 所			
受 水 工 場 名			
給 水 種 別	☐ 一 般 給 水	☐ 定 量 給 水	☐ 少 量 給 水
予 定 使 用 水 量	1日当たりの予定使用水量 立方メートル 1日の各時間における 予定最大使用水量 立方メートル		
給 水 開 始 希 望 年 月 日	年 月 日		
現 在 の 給 水 種 別 (給水種別を変更する場合)	☐ 一 般 給 水	☐ 定 量 給 水	☐ 少 量 給 水
現 在 の 基 本 水 量 (給水種別を変更する場合)	立方メートル／日		
申 込 み の 理 由			

(注) 1 1日当たりの予定使用水量欄には、1日の各時間における予定最大使用水量に24を乗じて得た水量を記入すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第2号（第3条関係）

工業用水使用計画書

1 受水工場の規模

区 分		工 場 の 面 積	年 間 出 荷 額	従 業 員 数
現 況		m ³	千円	人
拡 張 計 画	年 月			
	年 月			
	年 月			
	年 月			

2 工業用水使用の現況

（単位 m³/日）

用途	淡 水			海 水	計	備 考
	自家 用水	買 水				
		工業用 水 道	上水道			
汽かん用						工業用水の単価 円／m ³
洗 浄 用						
冷 却 用						
原 料 用						上水の単価 円／m ³
計						

（注） 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

3 工業用水使用計画

(単位 m³/日)

計画 年別	用途	淡		水		海 水	計	備 考
		自家 用水	買		水			
			工業用 水 道	上水道				
年 年 月 月 から まで	汽かん 用							
	洗 浄 用							
	冷 却 用							
	原 料 用							
	計							
年 年 月 月 から まで								
	汽かん用							
	洗 浄 用							
	冷 却 用							
	原 料 用							
	計							

様式第 3 号（第 3 条関係）

工業用水道給水承認書

第 号
年 月 日

様

広島県水道広域連合企業団企業長



年 月 日付けで申込みのあった工業用水の供給については、次のとおり承認します。

給 水 場 所	
給 水 工 場 名	
給 水 種 別	
基 本 水 量	立方メートル／日
時 間 使 用 水 量	立方メートル／時
給 水 開 始 年 月 日	年 月 日
条 件	

（注） 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 4 号（第 4 条関係）

工業用水道基本水量変更申込書

年 月 日

広島県水道広域連合企業団企業長 様

申込者 住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

次のとおり工業用水の基本水量を変更したいので、条例第 6 条第 1 項の規定により申し込みます。

受 水 場 所	
受 水 工 場 名	
現 在 の 基 本 水 量	立方メートル／日
変 更 希 望 の 基 本 水 量	1 日当たりの予定使用水量 立方メートル 1 日の各時間における 立方メートル 予定最大使用水量
変 更 希 望 年 月 日	年 月 日
変 更 理 由	

（注） 1 変更希望年月日の14日前までに、様式第 2 号による工業用水使用計画書及び工場内における配水計画図を添えて提出すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 5 号（第 4 条関係）

工業用水道基本水量変更承認書

第 号
年 月 日

様

広島県水道広域連合企業団企業長 印

年 月 日付けで申込みのあった基本水量の変更については、次のとおり承認します。

給 水 場 所	
給 水 工 場 名	
変 更 後 の 基 本 水 量	立方メートル／日
変更後の時間使用水量	立方メートル／時
変 更 年 月 日	年 月 日
条 件	

（注） 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 6 号（第 5 条関係）

工業用水道特定給水申込書

年 月 日

広島県水道広域連合企業団企業長 様

使用者 住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

次のとおり工業用水の特定給水を受けたいので、条例第 7 条第 2 項の規定により申し込みます。

受 水 場 所		
受 水 工 場 名		
基 本 水 量		立方メートル／日
予 定 使 用 水 量		1 日当たりの予定使用水量 立方メートル 1 日の各時間における 立方メートル 予定最大使用水量
特 定 給 水 希 望 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
特 定 水 量 の 用 途		
申 込 み の 理 由		

(注) 1 1 か月を超えない範囲を限度として、特定給水希望期間の初日の14日前までに、基本水量から超えようとする予定使用水量を明らかにして提出すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 7 号（第 5 条関係）

工業用水道特定給水承認書

第 号
年 月 日

様

広島県水道広域連合企業団企業長



年 月 日付けで申込みのあった工業用水の特定給水については、次のとおり承認します。

給 水 場 所	
給 水 工 場 名	
基 本 水 量	立方メートル／日
特 定 給 水	立方メートル／日
時 間 使 用 水 量	立方メートル／時
給 水 開 始 年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで
条 件	

（注） 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 8 号（第 6 条関係）

工業用水道利用廃止届

年 月 日

広島県水道広域連合企業団企業長 様

使用者 住所 { 法人にあつては、その主たる事務所の所在地 }

氏名 { 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 }

次のとおり工業用水道の利用を廃止したいので、条例第 8 条第 1 項の規定により届け出ます。

受 水 場 所	
受 水 工 場 名	
基 本 水 量	立方メートル／日
特 定 水 量	立方メートル／日
時 間 使 用 水 量	立方メートル／時
廃 止 予 定 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	

- (注) 1 廃止予定年月日の 1 か月前までに提出すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 9 号（第 8 条関係）

工業用水道給水施設工事施行承認申請書

年 月 日

広島県水道広域連合企業団企業長 様

使用者 住所 { 法人にあっては、その主たる事務所の所在地 }

氏名 { 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 }

次のとおり給水施設の工事を施行したいので、条例第11条の規定により申し込みます。

工 事 の 種 別	
工 事 場 所	
工 事 期 間	年 月 日から 間 年 月 日まで
工 事 施 行 予 定 者	
工 事 施 行 の 理 由	

（注） 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第10号（第8条関係）

工業用水道給水施設工事施行承認書

第 号
年 月 日

様

広島県水道広域連合企業団企業長



年 月 日付けで申込みのあった給水施設の工事の施行については、次のとおり承認します。

工 事 の 種 別	
工 事 場 所	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 間
条 件	

（注） 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第11号（第9条関係）

工業用水道給水施設工事完了書

年 月 日

広島県水道広域連合企業団企業長 様

使用者 住所 { 法人にあっては、その主たる事務所の所在地 }

氏名 { 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 }

次のとおり給水施設の工事を完了したので、条例第11条の規定により届け出ます。

工 事 の 種 別	
工 事 場 所	
工 事 期 間	年 月 日から 間 年 月 日まで
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
工 事 施 行 者	

（注） 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第12号（第10条関係）

（表面）

第 号	
身 分 証 明 書	
所 属	
職	
氏 名	
上記の者は、広島県水道広域連合企業団工業用水道に係る給水施設を検査する職員であることを証明する。	
年 月 日	
広島県水道広域連合企業団企業長	印

（裏面）

広島県水道広域連合企業団工業用水道条例（抜粋）
第 14 条 企業長は、給水の適正を図るため必要があると認めるときは、職員に給水施設を検査させることがある。
広島県水道広域連合企業団工業水道条例施行規程（抜粋）
第 10 条 条例第 14 条第 1 項の規定による検査を行う職員は、別記様式第 12 号による身分証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

（注） 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

様式第13号（第11条関係）

工業用水道給水制限（停止）通知書

年 月 日

様

広島県水道広域連合企業団企業長



次のとおり給水を制限（停止）するので通知します。

日	時	年 月 日 時 分から	間
		年 月 日 時 分まで	
区	域		
原	因		
制 限 時 間 内 給 水 量			立方メートル／時

（注） 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第14号（第13条関係）

工業用水道実使用水量通知書

年 月 日

様

広島県水道広域連合企業団企業長



年 月分の工業用水の実使用水量は、次のとおりです。

実 使 用 水 量	立方メートル
う ち 超 過 使 用 水 量	立方メートル
給 水 種 別	

料金計算内訳

区分	水量 (m^3)	料率 (円/ m^3)	日数 (日)	金額 (円)	備考
基 本 料 金					水量は日量
変 更 前 基 本 料 金					水量は日量
特 定 料 金					水量は日量
使 用 料 金			—		水量は月間
超 過 料 金			—		水量は月間
小 計	—	—	—		
料 金	—	—	—		消費税及び地方消費税含む
減 免 料 金	—	—	—		
請 求 金 額	—	—	—		
う ち 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 額	—	—	—		

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第15号（第17条関係）

工業用水道料金減免決定通知書

年 月 日

様

広島県水道広域連合企業団企業長



年度分の料金減免について、次のとおり決定しました。

減 免 対 象 給 水 場 所	
減 免 対 象 給 水 工 場 名	
減 免 対 象 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
減 免 対 象 水 量	基本（使用）水 立方メートル 量 特定水量 立方メートル
減 免 料 金 （消費税及び地方消費税含 む）	基本（使用）料 円 金 特定料金 円
	合 計 円 （ 年 月分の料金から控除します。）

（注） 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。